

労働保険事務組合の事務委託を解除した事業主の皆様へ



「労災保険」、「雇用保険」それぞれで加入手続きが必要になります。
(委託時の労働保険番号は使えません)

労災保険の加入手続きについて

労働者（臨時労働者、アルバイトを含む）を雇用している場合、または元請け工事がある場合には引き続き労災保険の加入手続き及び保険料の申告手続きが必要になります。

手続きには期限がありますので、委託解除後速やかに事業場の所在地を管轄する労働基準監督署で加入手続きをお願いします。

<提出書類>

期限

- | | | |
|---------------|-------------|-------|
| ・労働保険保険関係成立届 | 委託解除日の翌々日から | 10日以内 |
| ・労働保険概算保険料申告書 | 〃 | 50日以内 |

※事業活動を確認できる書類をご持参願います

(例：賃貸契約書・直近の公共料金請求書など)



※労災保険法には故意または重大な過失により労災保険に係る保険関係成立届を提出していない期間中に生じた事故について、労災保険給付を行った場合、保険給付に要した費用に相当する金額の全部又は一部を事業主から徴収することができるという規定が設けられています。

【問い合わせ先】：大阪労働局総務部労働保険適用・事務組合課（06-4790-6340）
または、事業場の所在地を管轄する労働基準監督署

雇用保険の手続きについて

雇用保険に該当する労働者を雇用している場合、雇用保険料の申告手続き及び労働保険番号の変更手続きが必要になります。

事業場の所在地を管轄するハローワークで手続きをお願いします。

<提出書類>

期限

- | | | |
|------------------|-------------|-------|
| ・労働保険保険関係成立届 | 委託解除日の翌々日から | 10日以内 |
| ・労働保険概算保険料申告書 | 〃 | 50日以内 |
| ・雇用保険事業主事業所各種変更届 | 変更日の翌日から | 10日以内 |

雇用保険に該当する労働者を初めて雇用する場合には、雇用保険適用事業所設置届等の別の手続きが必要になります。



【問い合わせ先】：大阪労働局総務部労働保険適用・事務組合課（06-4790-6351）
または、事業場の所在地を管轄するハローワーク